今が旬の情報提供を　～第26回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便！

(一社)公的保険アドバイザー協会　福島　紀夫
https://siaa.or.jp/

外出先での緊急事態にも活用メリットの大きい公的保険

保険証がないときの対処法

全額負担後に7割戻る制度を活用

超大型連休も終わり、今までになかったような余暇の時間を大いに楽しめた方も多かったことでしょう。改元に伴うものとはいえ、日本人は長期的な休暇をうまく使いこなせないところがありますので、半強制的にお休みを取って英気を養うことはとても良いことだと感じています。今年からスタートした働き方改革の休み方改革も相まって進んだと思われますが、完全に大型連休となった企業の割合は全体の4割だそうで、もっと普通にこういう休みが続くと意識が高まるのかもしれません。

このように、長期休暇を利用して家族揃って旅行やイベントに出かける際にもケガや病気はつきものです。外出先でケガなどをしてしまった場合にはどのようにすればよいのか、緊急事態の対処法を確認しておきましょう。

次第に陽気がよくなり、夏場にかけて山や川、海などでバーベキューをする方も多いですし、水のレジャーも人気です。しかし、危険と隣り合わせであることは、毎年痛ましい事故の報道でも目の当たりにしていますので、細心の注意を払わなければなりません。そんな場所でケガなどをしてしまい、保険証を持っていない時はどのように対応したらよいでしょうか。

そういった場合、一旦治療にかかった費用を全額支払い、その後「療養費」という形で請求することで、3割負担を除いた7割の金額が戻る制度があります。これは、すべての治療が対象になるわけではなく、協会けんぽなどの保険者が認めたものに限られますので、医療機関のない場所で緊急の処置として売薬を服用した時や、交通事故などでやむを得ず保険医療機関以外の医療機関で手当てを受ける必要があった場合などに限られます。よって、ケガをして近くに外科があったにもかかわらず、保険医療機関以外の医療機関で治療を受けた場合などは支給されないことになっています。また、治療の過程において必要とされる義手や義足なども認められる場合は対象になりますが、症状固定後など治癒と判断される場合の義手などは対象外となります。これら以外にも対象となるものはありますので確認しておきましょう。

休み中に起きるのは、ケガや病気だけでなく、交通事故によるものも多くあります。休日は、普段運転していない人も運転しますし、最近では高齢者の事故が多く報道されますので、いくら自分のことを守っていたとしても、どんな事故に遭うかわからない時代です。

海外でのケガや病気の治療費は？

現地での治療費証明書類で申請

では海外でケガや病気などをした場合はどうでしょう。海外において緊急の治療を受けた場合など、その現地の治療に要した費用を証明する書類を申請書に添付して請求することができます。その際、外国語で書かれていることが多いため、その翻訳を一緒に添付して申請することになりますので、英語など一般的に使われる言葉以外の場合は、その場で翻訳をしてもらうなどの対応も必要になるかもしれません。海外に行かれる場合に、健康保険が利用できることもありますので、事前に確認しておきたいものです。

交通事故における診療は、一般的には自由診療（公的保険を使わない全額自費負担の診療）で行われることが多いですが、交通事故においても業務中や通勤途中であれば労災保険、それ以外の場合は健康保険の利用は可能です。被害者にも過失があるケース、または、過失に準じて減額がなされるケースの場合、治療費についても過失相殺の対象となるため、公的保険の利用によって、治療費の自己負担軽減につながり、被害者もメリットを受けることができます。

例えば、公的保険を使用せずに自由診療で治療を行った場合、健康保険の点数を元に、単価を20円として請求するケースとして、治療費が200万円かかったとします。健康保険を使用すれば100万円の治療となり、3割負担で30万円の自己負担となります。過失割合を8対2とすると被害者の損害額を計算する上で過失相殺額が少なくなり、メリットとなる場合もあります。治療費に加えて、休業が必要な場合は休業補償も支払われますので、公的保険を使うメリットを感じていただけるのではないでしょうか。

一部の医療機関では、交通事故に関しては自由診療しか扱っていないとするところがあるかもしれませんが、公的保険の法律に照らし合わせても非該当とする記載はありませんし、厚生労働省の通達にも示されていますので有用性をしっかりとおさえていきたいですね。

このように、いざという時のための保険は公的保険でカバーできるものは多くありますが、最近の交通事故でいざという時に頼りになるのはドライブレコーダーかもしれません。第三者からのあおり運転のみならず、自分自身の運転についてのアドバイスもしてくれる機能もあります。自分の運転に過信することなく、いつも見られていると思いながら運転することで未然に防ぐこともできます。損害保険とセットで販売される商品も出てきましたので、ぜひ公的保険を損害保険に合わせて提案していきたいものです。

■「保険業界向けセミナー好評開催中！」
・東京＝6月13日（木）
・大阪＝7月25日（木）